

平成30年度

と か ち 高 等 教 育 推 進
ま ち づ く り 会 議

* 総 会 議 案 *

◇日時：平成30年5月23日（水）11：20

◇場所：帯広市役所10階 第3会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

報告第1号 平成29年度事業報告

報告第2号 平成29年度決算及び監査報告

議案第1号 平成30年度事業計画

議案第2号 平成30年度予算

3 そ の 他

4 閉 会

平成29年度事業報告

1 地域発展に必要な高等教育機関の整備・充実に向けた取り組み

- ・地域の特性や優位性を活かし、地域発展に必要な高等教育機関の整備・充実に向けた取り組みを推進するため、地域経営者へのヒアリングや先進事例の調査、国の動向についての情報収集を行うとともに、専門部会（企画・事業部会）を開催し、今後の取り組みの方向性について協議を行いました。
- ・帯広畜産大学と帯広市の包括連携協定に基づき、人材育成、馬に関連する社会貢献事業、学生が主体となった地域活性化や地元企業との共同研究の支援などに取り組みました。

2 帯広畜産大学の整備拡充促進

- ・教育・研究機能の一層の充実など、帯広畜産大学の整備拡充に向けて、関係団体とともに、国などに働きかけを行いました。
(H29. 7. 26～28 十勝圏活性化促進期成会等との合同要請)

平成29年度収入支出決算

《収入》

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増△減	摘 要
負 担 金	585,000	585,000	0	帯広市 450,000円 帯広商工会議所 45,000円 十勝町村会 90,000円
繰 越 金	1,449,000	1,449,095	95	前年度繰越金 1,449,095円
雑 入	1,000	15	△985	預金利子 15円
合 計	2,035,000	2,034,110	△890	

《支出》

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増△減	摘 要
事 務 費	120,000	66,884	△53,116	郵送料、消耗品等に要した経費
会 議 費	10,000	0	△10,000	総会等の会議に関する経費
事 業 費	1,905,000	373,946	△1,531,054	調査・研究、情報収集、謝礼、書籍購入等に要した経費
合 計	2,035,000	440,830	△1,594,170	

収入決算総額 2,034,110円

支出決算総額 440,830円

差引総額 1,593,280円 ⇒ 平成30年度へ繰越

平成29年度監査報告

とちぎ高等教育推進まちづくり会議規約第5条第5項の規定に基づき、平成29年度の会計事務に関する関係書類を監査したので、その結果を報告します。


平成30年4月27日

とちぎ高等教育推進まちづくり会議

会長 米沢 則寿 様

監 事

松本 健春 

竹田 悦郎 

記

1. 監査の結果 適正に処理されていることを認めます。

平成30年度事業計画

1 地域発展に必要な高等教育機関の整備・充実に向けた取り組み

- ・地域の特性や優位性を活かした地域発展に必要な高等教育機関の整備・充実に向け、先進事例や国の動向に関する情報収集、調査・研究、人材育成、協議・検討などを行い、企画・事業部会で整理した方向性の具体化を進めます。
- ・帯広畜産大学と帯広市の包括連携協定に基づき、社会人や大学院生を対象とした人材育成や大学と企業等との共同研究などの取り組みを行います。

2 帯広畜産大学の整備拡充促進

- ・教育・研究機能の一層の充実など、帯広畜産大学の整備拡充に向けて、関係団体とともに、国などに働きかけを行います。
- ・国立大学法人に係る国の動向などに関する資料や情報収集を行います。また、他地域における地元国立大学法人の整備拡充に係る支援活動事例や産学官連携などの先進地視察を行います。

平成30年度予算

《収入》

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増△減	摘 要
負 担 金	585	585	0	帯広市 450,000円 帯広商工会議所 45,000円 十勝町村会 90,000円
繰 越 金	1,593	1,449	144	前年度繰越金
雑 入	1	1	0	預金利子
合 計	2,179	2,035	144	

《支出》

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増△減	摘 要
事 務 費	120	120	0	郵送料、消耗品等に要する経費
会 議 費	10	10	0	総会等の会議に要する経費
事 業 費	2,049	1,905	144	調査・研究、情報収集、 人材育成、謝礼、 書籍購入等に要する経費
合 計	2,179	2,035	144	

収入・支出予算総額 2,179千円

とちぎ高等教育推進まちづくり会議 構成員名簿

(平成30年5月23日現在)

団 体 名	職名等	氏 名	役 職
帯広市	市 長	米 沢 則 寿	会 長
帯広市議会	議 長	大 石 清 一	
帯広市校長会	会 長	辻 野 裕 義	
帯広商工会議所	会 頭	高 橋 勝 坦	副会長
とちぎ財団	理事長	長 澤 秀 行	
帯広青年会議所	理事長	金 澤 宗 一 郎	
帯広畜産大学	学 長	奥 田 潔	副会長
十勝管内商工会連合会	会 長	竹 田 悦 郎	監 事
十勝教育局	局 長	大 橋 則 之	
十勝小中校長会	会 長	水 野 豊 昭	
十勝総合振興局	局 長	三 井 真	
十勝地区農業協同組合長会	会 長	有 塚 利 宣	副会長
十勝町村会	会 長	高 橋 正 夫	副会長
十勝町村議会議長会	会 長	吉 田 敏 男	
十勝農業協同組合連合会	代表理事会長	山 本 勝 博	
農業・食品産業技術総合研究機構 北海道農業研究センター	大規模畑作 研究領域長	村 上 則 幸	
北海道高等学校長協会十勝支部	支部長	塚 本 宏 之	
北海道高等学校PTA連合会十勝支部	支部長	林 秀 樹	
北海道中小企業家同友会とちぎ支部	支部長	松 本 健 春	監 事
北海道中小企業団体中央会十勝支部	支部長	臼 井 呉 行	
北海道農業協同組合中央会帯広支所	支所長	沼 田 光 弘	

(順不同 敬称略)

とち高高等教育推進まちづくり会議 専門部会構成員名簿

(平成30年5月現在)

団 体 名	職名等	氏 名	備考
帯広市	課長	山本 哲矢	工業労政課
	課長	青木 弘行	農政課
	主幹	松本 俊光	産業連携室
帯広商工会議所	産業振興部長	武田 光史	
帯広青年会議所	専務理事	中島 良太	
帯広畜産大学	理事・副学長	井上 昇	副部会長
	事務局次長	中野 昌明	
十勝管内商工会連合会	事務局長	大山 信幸	
とち財団	事業部長	葛西 大介	
十勝総合振興局	地域政策課長	小林 達也	部会長
十勝町村会	事務局長	伊藤 俊昭	
十勝農業協同組合連合会	総務部長	梶 孝幸	
農業・食品産業技術総合研究機構 北海道農業研究センター	農業技術コミュニケーター	田引 正	
北海道農業協同組合中央会帯広支所	主幹	鈴木 圭	

(順不同 敬称略)

とちぎ高等教育推進まちづくり会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、とちぎ高等教育推進まちづくり会議と称する。

(目 的)

第2条 本会は、帯広畜産大学をはじめとする高等教育機関を中心に、地域の特性や優位性を活かし、十勝の発展に必要な人材育成や高等教育機関の整備・充実を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の目的を達成するための推進方策等に関する調査・研究、検討、推進
- (2) 本会の目的を達成するために必要な情報・資料等の収集
- (3) 本会の目的を達成するために必要な広報・啓発活動
- (4) 帯広畜産大学の整備拡充をはじめ、地域の高等教育機関などの整備、充実に向けた関係官公庁等に対する陳情、請願、要望活動
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、行政機関、経済団体、教育・研究関係機関、農業関係機関等、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監 事 2 名
- 2 役員は、総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、本会の会務を監査する。

(総 会)

第6条 総会は、必要に応じ会長が召集し、総会の議長は会長があたるものとする。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議、決定する。
- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (3) 予算及び決算に関する事
 - (4) その他会長が必要と認める事項

(専 決)

第7条 総会で決定すべき事項について特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長は、総会に諮ることなく事務を行うことができる。

- 2 前項の規定により事務を行った場合は、会長は、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(専門部会)

第8条 本会の目的達成に必要な協議及び活動を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、総会で決定する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、帯広市政策推進部政策室に置き、必要な職員は会長が委嘱する。

(会 計)

第10条 本会の経費は、負担金その他の収入をもって、これにあてる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会長委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成27年7月27日から施行する。